

広島県告示第四百七十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第一項、第三項及び第四項の規定によつて、河川区域内に放置されていた次の工作物を除却し、保管した。

令和四年六月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

- 1 船舶 木製 一隻
- 2 船舶 FRP製 一隻
- 3 船舶 FRP製 一隻

二 当該工作物が放置されていた場所

- 1 呉市阿賀中央七丁目三九七八番一地先（二級河川大谷川水系大谷川）
- 2 呉市阿賀中央七丁目三九七八番一地先（二級河川大谷川水系大谷川）
- 3 呉市阿賀中央七丁目三九七八番一地先（二級河川大谷川水系大谷川）

三 当該工作物を除却した日時

- 1 令和四年二月十日 午前九時
- 2 令和四年三月三十一日 午後一時三十分
- 3 令和四年三月三十一日 午後一時三十分

四 当該工作物の保管を始めた日時

- 1 令和四年二月十日 午前十一時四十三分
- 2 令和四年三月三十一日 午後二時三十分
- 3 令和四年三月三十一日 午後二時三十三分

五 当該工作物の保管場所

- 1 呉市郷原町字松原六九五七番 黒瀬川河川防災ステーション敷地内
- 2 呉市郷原町字松原六九五七番 黒瀬川河川防災ステーション敷地内
- 3 呉市郷原町字松原六九五七番 黒瀬川河川防災ステーション敷地内

六 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用の負担者

当該工作物を放置した者又はその所有者

七 実施機関及び問合せ先

広島県西部建設事務所呉支所管理課

電話（〇八二三）二二―五四〇〇